

## 民間委託推進に関する検討会議における検討スケジュール（案）

平成 18 年

10 月 20 日 「民間委託推進に関する検討会議」を設置

11 月 22 日 第 1 回検討会議

ワーキンググループにおいて、ガイドライン改定の基本的  
考え方、具体的な改定事項等の検討

平成 19 年

5 月（目途） 検討会議 ガイドライン改定（案）決定

各府省との調整の上、「各府省統計主管課長等申合せ」を行う。

## 民間委託推進に関する検討会議の設置について

平成 18 年 10 月 20 日  
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ)において、各府省は、委託業務の的確な検証の実施等に関する取組を行い、民間委託の着実な推進を図ることとされ、また、政府における統計調査の民間委託に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、ガイドラインを改定することとされている。

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)において、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずることとされていること等を踏まえ、民間委託の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを目的として、下記により民間委託推進に関する検討会議を設置する。

なお、「民間委託推進検討会議の設置について」(平成 15 年 10 月 24 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)は、本申合せの施行をもって廃止する。

### 記

- 1 民間委託推進に関する検討会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、同検討会議において、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 2 民間委託推進に関する検討会議は、必要に応じワーキンググループを設けることができる。  
ワーキンググループは、同検討会議を構成する関係府省の担当課長補佐等をもって構成する。
- 3 民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループ(以下「検討会議等」という。)の招集は、総務省政策統括官付統計企画管理官が行う。
- 4 検討会議等は、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 5 検討会議等の庶務は、総務省政策統括官付統計企画管理官が行う。

(別紙)

民間委託推進に関する検討会議構成員

総務省統計局統計調査部調査企画課長

総務省政策統括官付統計企画管理官

財務省大臣官房総合政策課長

文部科学省生涯学習政策局調査企画課長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長

農林水産省大臣官房統計部統計企画課長

経済産業省経済産業政策局調査統計部総合調整室長

国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課長

# 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の概要

(平成17年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ)

本ガイドラインは、「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)に基づき、統計調査に係る業務を対象として、民間委託の推進対象業務や講ずべき措置を定めるもの

各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進

## 民間委託の推進対象業務の範囲等

各府省は、民間委託の推進対象とする業務の範囲及びその要件を踏まえ、民間委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関に委託を行うこと

### 民間委託の推進対象業務の範囲

統計調査に係る業務の中で国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない次の業務

- ・ 企画（標本設計における層化、抽出）
- ・ 実査準備（調査区設定における地図作成、用品発送等）
- ・ 実査（調査票配布・取集等）
- ・ 審査（書類審査、データ入力等）
- ・ 集計（プログラム作成、演算、結果表作成）
- ・ 分析・加工（プログラム作成、演算）
- ・ 公表・提供（ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、提供用データ・データベース整備等）
- ・ その他（情報システムの開発、運用、保守）

### 民間委託の推進対象業務の要件

民間委託の推進対象業務に関し、次の場合に民間委託に適合

- ・ 効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合
- ・ 統計の作成に関し、迅速性の観点から支障を来さない場合
- ・ 高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合

委託先の民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないよう、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定

## 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置

各府省は、統計調査に係る業務の民間委託に当たって、報告者の秘密の保護の徹底、信頼確保等の観点から、以下の措置を講ずること

### 報告者の秘密の保護の徹底を図る観点から講ずべき措置

#### 各府省が講ずべき措置

- ・ 職員等に対する秘密の保護に関する意識啓発のための研修・指導の徹底
- ・ 委託先から第三者への業務の全部又は大部分の一括委託の禁止、再委託の場合の事前の各府省からの承認 等

#### 各府省が委託先に講じさせるべき措置

- ・ 職員又は調査員に対する研修・指導を通じた秘密保持義務の徹底
- ・ 職員又は調査員に対する秘密保持の厳重な管理・監督
- ・ 調査員からの秘密保持に関する誓約書の徴集

### 報告者の信頼の確保を図る観点から講ずべき措置

- ・ 委託候補業者の競争参加資格や業務遂行能力等の確認による適切な委託先の選定
- ・ 調査票等の適正な管理の委託先への徹底
- ・ 委託先における業務の実施状況の監査等による確認
- ・ 事故・災害等の事案発生の場合における委託先からの事実関係、再発防止対策の報告及びこれらの公表
- ・ インターネットのホームページ等を活用した民間委託に係る統計調査名、委託先の民間調査機関名等の積極的な公開 等

### 統計調査の適正な実施の確保を図る観点から講ずべき措置

- ・ 実査を委託する場合の達成すべき回収率（努力目標）の設定
- ・ これまで蓄積してきた知識、技術、ノウハウ等を踏まえた適切な仕様書等の作成

### 委託業務の検証の的確な実施等

- ・ 委託業務終了後の検証の実施及び当該検証結果の今後の業務委託への活用
- ・ 民間委託に係る情報を共有化し、統計調査の民間委託を推進するため、各府省間で検討等を行う場を設置